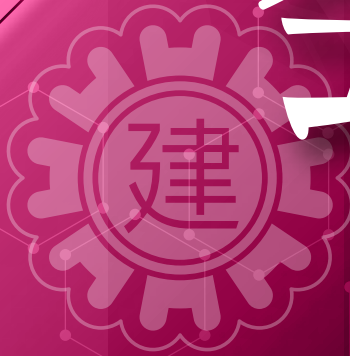


Monthly Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

会報



2020 4
No.546

出前講座・現場見学会

[令和元年11月14日(木)]
宮崎県立宮崎工業高等学校
建築科 1年生 38人



一般社団法人

宮崎県建設業協会

TEL (0985)22-7171 FAX (0985)23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

●令和2年4月の行事予定	1
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会 令和元年度第11回常務理事会を開催	3
●雇用改善コーナー	
1. 令和2年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る 公共職業安定所における取扱い等について	4
2. 令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに 文書募集開始時期等について	5
●事業協同組合	
1. 外国人技能実習制度についてのご案内	7
2. 下請セーフティネット債務保証制度について	8
3. ドローンの取り扱い窓口を開設しました	9
●技士会	
1. 令和2年度 1級（学科）・2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内	10
2. 令和2年度監理技術者講習の日程お知らせ	11
3. 令和2年度（公財）宮崎県建設技術推進機構主催研修会	11
●建退共	
1. 建退共への加入のすすめ	12
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）	12
●建災防	
1. 令和2年度 上半期（4月～9月）講習会の案内	13
2. 平成31年（令和元年）に県内で発生した死亡災害	14
●火薬協会	
1. 火薬関係の資格試験日程について	15
2. 受験養成講習会の開催について	15
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（2月分）	16
2. 中間前払金制度のご案内	17
●建設業情報管理センターからのお知らせ	18
●建設業福祉共済団からのお知らせ ＜法定外労災補償制度＞建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	19

令和2年4月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	水			
2	木			
3	金			
4	土			
5	日			
6	月			
7	火			
8	水		フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(延岡)	
9	木	技士会監査	建災防監査 建退共監査	火薬保安協会監査
10	金	県協会監査	小型車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育（清武 11日まで）	組合監査
11	土			
12	日			
13	月			
14	火		職長・安全衛生責任者教育（延岡 15日まで）	
15	水			
16	木		フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(清武)	
17	金		不整地運搬車運転技能講習(清武 18日まで)	
18	土			
19	日			
20	月	県協会 常務理事会及び県との意見交換会 技士会 理事会		火薬保安協会理事会
21	火		足場の組立て等作業主任者技能講習（清武 22日まで）	
22	水			
23	木	日南・串間市・都城・小林・西都・日向地区協会 総会 九州建設業協会 第1回会長会議 九州建設業協会 第1回専務理事・事務局長会議	建退共支部事務担当者会議(東京 24日まで)	
24	金	東諸・延岡地区協会 総会	高所作業車運転技能講習(清武 25日まで)	
25	土			
26	日			
27	月	高鍋地区協会 総会	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習（延岡 28日まで）	
28	火	宮崎地区協会 総会		
29	水	昭和の日	昭和の日	昭和の日
30	木	高千穂地区協会 総会		

会員の異動状況

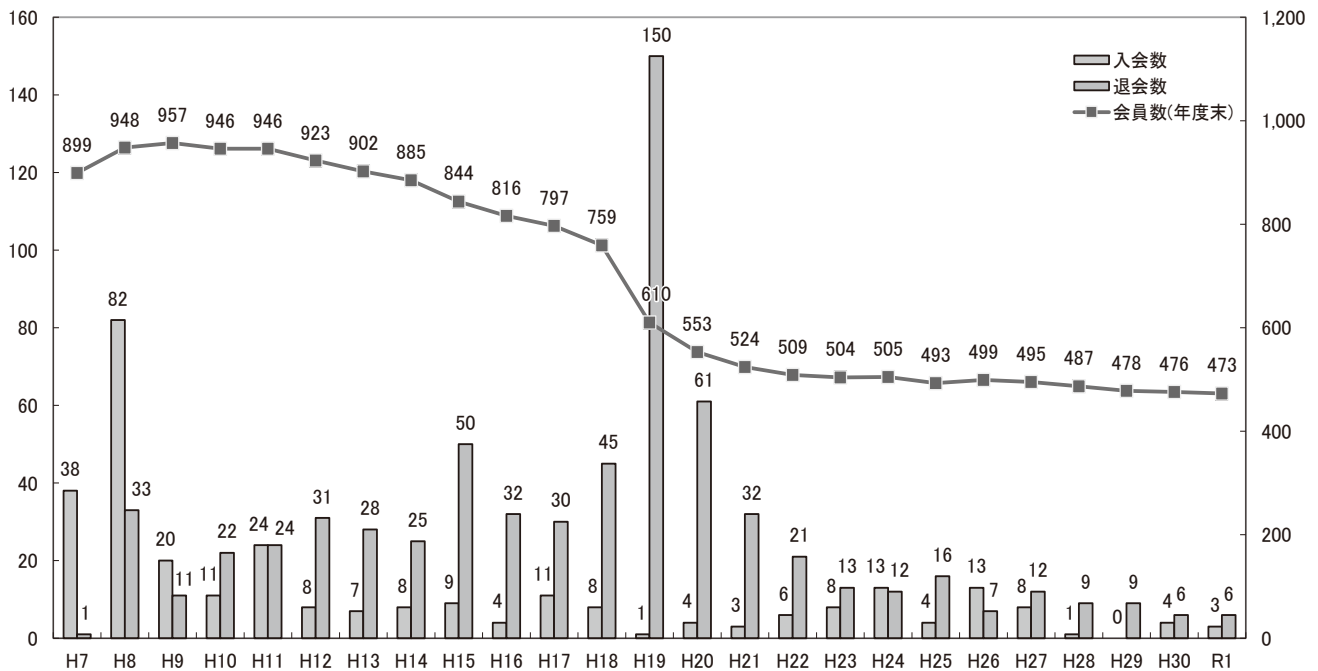
【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮崎	(有) 児玉工業	代表者	児玉 富美義	児玉 昌也
日南	永野建設(株)	代表者	永野 征四郎	永野 真哉
東諸	(株) 寺田建設	代表者	寺田 啓吾	寺田 武志
日向	(株) 吉田建設産業	代表者	安藤 健二	吉田 格

【退会】

地区名	会社名	代表者名
宮崎	(株) ひむか開発	森 茂樹
都城	(株) 湧脇組	湧脇 照久
延岡	三幸建設(株)	甲斐 武一郎

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476
入会数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3
退会数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	6
年度末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	473

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R1は3.27現在

宮崎県建設業協会

1. 令和元年度第11回常務理事会を開催

令和2年2月4日（火）13時30分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数（12／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり甲斐副会長が「本日は、今年の補正予算状況や沖縄県への寄付等についての議題がある。今年度も残すところ数カ月となったが、最後までよろしく願いたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



第11回常務理事会

議題1 新規会員入会申し込みについて

樫村事務局長が資料1に基づき、都城地区の㈱内戸保住建について報告し、加入が承認された。

議題2 令和2年度（一社）全国建設業協会会長表彰の推薦案について

大谷課長が資料2に基づき、令和2年度（一社）全国建設業協会会長表彰の推薦案について報告し、承認された。

議題3 令和元年度優秀卒業生表彰の推薦案について

大谷課長が資料3に基づき、令和元年度優秀卒業生表彰の推薦案について報告し、承認された。

議題4 その他

（1）令和元年度「建設産業外国人材確保支援事業」について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、建設産業外国人材確保支援事業への新規事業者申請及び補助金の状況について報告した。

（2）「平成研究会セミナー」について

樫村事務局長が参考2に基づき、平成研究会セミナーへの対応について報告し、承認された。

（3）令和元年度補正予算について

坂元専務理事が参考3に基づき、令和元年度国土交通省補正予算についての情報提供を行った。

（4）その他

首里城復旧・復興支援募金について審議した。

議題5 4月常務理事会等行事について

樫村事務局長が参考4に基づき、4月20日の常務理事会（4月17日から変更）及び4月末までの行事について報告し、承認された。

雇用改善コーナー

1. 令和2年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職発 1223 第 17 号

開発 1223 第 4 号

令和元年 12 月 23 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省人材開発統括官



大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者という」）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既に御承知のとおり、関係府省、大学等において議論を行い、政府（関係省庁連絡会議：内閣官房、文科省、厚労省、経産省による局長級会議）においては平成31年3月26日に「2020年度卒業・終了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（以下「要請」という。）、大学等（就職問題懇談会）においては同年3月25日に「2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、令和元年度と同様、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、令和2年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めるとともに、当該要請及び申合せを踏まえ、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記2の事項について格段のご協力をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

令和元年度と同様、令和2年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

- (1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて
令和2年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和2年4月1日以降に展示・公開する。
これに伴う当該求人受理開始は、令和2年2月1日以降とし、この場合、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では5月31日以前に職業紹介を行わないことから、事業主も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から企業に了解を求める。
- (2) 求人情報、ガイドブック等の作成について
大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和2年4月1日以降とする。
- (3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について
労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。
- (4) 専修学校等の取扱いについて
要請及び申合せは、令和2年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ② ハラスメントや学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ③ 応募者に広く門戸を開き、応募者の適正・能力のみを基準とする公正な採用選考を行うこと
- ④ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないように、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑤ 既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係なく地域限定正社員制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。
- ⑥ 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること

2. 令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

元文科初第 1521 号
職発 0219 第 12 号
開発 0219 第 20 号
令和 2 年 2 月 19 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

丸 山 洋 司

厚生労働省職業安定局長

小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官

定 塚 由 美 子

令和 3 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和元年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和 2 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成 27 年厚生労働省告示 406 号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところでもあります。

新規学卒者をめぐる就職環境は全体として順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない生徒も一定数おります。仮に就職未決定のまま卒業を迎えるものが多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、令和 3 年 3 月卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等
1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

雇用改善

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、令和3年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和2年12月1日から行っても差し支えないこと。
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張管内の地域に限る。）
- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年9月5日（沖縄県については令和2年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和2年9月16日以降とする。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととする。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合はこの限りではない。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとする。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- （ア）安定所における求人申込み受理は、令和2年6月1日から開始するものとする。
- （イ）安定所の他安定所への求人連絡は、令和2年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- （ア）安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和2年6月1日から開始するものとする。
- （イ）安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和2年7月1日から開始するものとする。
- （ウ）学校における求人申込みの受理は、令和2年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和2年7月1日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により令和3年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

- 5 民間職業紹介所による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申し合わせ事項を遵守すること。また、民間就職紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の応募前職場見学等について

令和2年は東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、同期間中に首都圏で行われる応募前職場見学（※）等に際しては、生徒の交通手段や宿泊施設確保に困難が伴う等の事態が想定されるため、必要に応じて生徒個々の事情に配慮すること。

（※）なお、募集前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行ううものであり、採用選考の場とならないよう十分にご注意いただきたい。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は令和2年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 募集の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

事業協同組合

1. 外国人技能実習制度についてのご案内

外国人技能実習制度において特定監理事業の許可を受けている
ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合（福岡市）
 のご案内です。

○ ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合とは？

実習の監理団体として、事業主の技能実習並びに実習生の日本での生活をサポート致します。許可官庁として、九州経済産業局、九州地方整備局、福岡県、宮崎県内外での建設関係で実績があり、サポート監理をしています。適切な人材配置、適切なコストをかけた事務・相談体制を構築しています。また、デジタルツールを駆使して従来の組合にはないサポート体制を構築しています。

○ 外国人技能実習制度とは？

海外からの技能実習生を事業主等が雇入れ、技術・技能の習得を支援するとともに、発展途上国の経済発展を担う人材育成に協力する事を目的としたものです。日本の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。

○ 対象職種

80職種 142作業（建設関係、農業関係、漁業関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械・金属関係、その他）

○ 受入実績国

ベトナム、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、フィリピン、中国、ネパール

○ 受入可能人数枠

実習実施者の常勤職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

○ 組織概要

社名	ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合
所在地	福岡市博多区古門戸町5-1 アイビル2階
許可官庁	九州経済産業局、九州地方整備局、九州農政局
地区	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、広島
T E L	092-260-7548
F A X	092-260-7586
M a i l	info@j-lead.jp

○ ジェイ・リード協同組合のホームページに詳しい内容が記載されています。

○ お問合せ、質問・相談等は、ジェイ・リード協同組合へご連絡をお願い致します。

組 合

2. 下請セーフティネット債務保証制度について

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

- 金利及び事務手数料
- ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
- ※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500 万以下	500 万超
金 利	1.8%	2.2%
事務手数料	0.2%	0.2%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含まれます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90% 《担保掛目》
100% (完成)	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=297万円 (1,100万円×80%-440万円-110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含まれます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額
-----	--------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=352万円 (1,100万円×80%×90%) - 440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

3. ドローンの取り扱い窓口を開設しました

1 機体販売！(SEKIDO 正規販売代理店)

・各種初期設定済

2 機体レンタル・リース！(SEKIDO 正規販売代理店)**3 修理！(SEKIDO 正規販売代理店) ※他社購入でも修理可****4 サポート・メンテナンス！(SEKIDO 正規販売代理店)**

・フライト訓練・年間メンテナンス

5 空撮！(提携会社)**6 測量！(提携会社)****7 3Dデータ作成！(提携会社)****8 CADデータ作成！(提携会社)**

※ JUIDA 無人航空機操縦講習及び安全運航管理者講習は、宮崎県土木施工管理技士会で行っております。

技士会

1. 令和2年度1級（学科）・2級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

これまで、多くの方々が土木施工管理技術検定試験準備講習会に参加して1級及び2級の検定試験に合格されております。本年度も、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定試験の合格者が一人でも多く輩出されるよう受験準備講習会を下記のとおり開催いたします。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。これから資格取得を目指す方々のご参加をお願い致します。

日 程

○ 1 級学科講習 6 日間

- ・実力テスト講習会 2 日間
- ・実地講習 4 日間

令和2年5月18日（月）～5月20日（水）
令和2年5月25日（月）～5月27日（水）
令和2年6月1日（月）～6月2日（火）
令和2年9月3日（木）～9月4日（金）
令和2年9月10日（木）～9月11日（金）

○ 2 級学科・実地講習 6 日間

- ・実力テスト講習 2 日間

令和2年7月20日（月）～7月22日（水）
令和2年7月29日（水）～7月31日（金）
令和2年9月17日（木）～9月18日（金）

場 所

宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号

お問合せ

宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696
または各地区建設業協会

資格取得等に要する経費（受検料・受講料）の 一部補助のお知らせ

宮崎県建設産業若年技術者等資格取得支援事業受検料、講座受講料（教材含む）が対象になります。

詳しくは、宮崎県建設技術推進機構へ

電話：0985-20-1830



2. 令和2年度監理技術者講習の日程お知らせ

監理技術者講習につきましては、現行の建設業法では講習修了証が必要なため、令和2年度も（一社）全国土木施工管理技士会連合会主催の講習を下記日程で実施します。

日 程	場 所
令和2年 5月15日（金）	宮崎県建設会館
令和2年 7月27日（月）	宮崎県建設会館
令和2年 9月24日（木）	都城建設会館
令和2年 11月 6日（金）	宮崎県建設会館

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請負、そのうち、総額4,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から5年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。資格者証の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

3. 令和2年度（公財）宮崎県建設技術推進機構主催研修会

令和2年度の（公財）宮崎県建設技術推進機構主催によります建設業技術者を対象にした研修会が下表のとおり計画されております。研修会場はいずれも宮崎県建設技術センターです。CPDSの学習プログラムの登録が予定されており、ユニット取得の機会です。また、入札参加資格審査における「研修会・講習会等の受講」対象にもなります。自己研鑽の場として利用してください。

研修名	場所	開催予定日	受講者 予定数
公共事業実務研修	宮崎市	4月17日	80
測量研修	宮崎市	5月19～20日	35
土木施工管理研修	宮崎市	5月22日	140
法面研修	宮崎市	6月4日	100
橋梁維持管理研修	宮崎市	6月25～26日	45
舗装研修	宮崎市	7月30～31日	50
補強土壁研修	宮崎市	8月20日	80
沿道修景研修	宮崎市	8月26日	50
建設ICT研修	宮崎市	9月18日	70
コンクリート研修	宮崎市	10月8日	75
景観研修	宮崎市	10月15日	10
会計検査研修	宮崎市	10月30日	30
安全管理研修	宮崎市	11月6日	60

建退共

1. 建退共への加入のおすすめ

建設業界の皆様へ

福祉の増進と企業の振興のための国の退職金制度です。

- 宮崎県では2.6千社が加入、3.1万人の建設現場の就業者が退職金支給対象となっています。
- これまでに累計で320億円の退職金(最高額は820万円)をお支払いしています。(令和2年1月末現在)

建設工事の第一線で働く優秀な人材確保にも寄与！

- ◎法律に基づき運営される国が作った制度
- ◎建退共加入と適正実施により「経営事項審査」で加点評価
- ◎国からの財政上の支援(国成により掛金の一部が免除)
- ◎便利な提携施設の割引サービス

特長

- ◎掛金は金額非課税(損金または必要経費に算入できます)
- ◎複数の企業間を就業して通算して退職金を支給
- ◎加入の手続きは簡単(各都道府県の建退共支部で加入)

- 加入できる事業主
建設業を営む事業主

- 対象となる労働者
建設業の現場で働く方

- 掛金は一日 310円
(加入労働者ひとり)

建退共に参加の事業主の皆様へ

建退共制度の利用に当たっては、下記の七点にご留意ください。

- ① 共済証紙の購入は、元請・下請を含めた対象労働者と就労日数に応じた額を購入してください。
- ② 公共工事・民間工事を問わず共済手帳に就労状況に応じた共済証紙の貼付を忘れずにお願いします。
- ③ 掛金の負担は、全額事業主負担となっております。
- ④ 被共済者本人に共済証紙の貼付状況を確認させてください。
- ⑤ 共済手帳に250日分貼り終えたらすみやかに更新手続きを行ってください。
- ⑥ 被共済者が事業所を退職したときは、必ず共済手帳をお渡しく下さい。
また、退職金の受給資格を有する被共済者に退職金請求のご指導をお願いします。
- ⑦ 被共済者が事業所の代表者又は役員報酬を受けることになった場合は継続加入することは、できません。

《お問い合わせ》※建退共のホームページもご覧ください。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

宮崎県支部 〒880-0805

宮崎市橘通東2丁目9番19号 宮崎県建設会館3F

TEL 0985-20-8867 FAX 0985-20-8889

東京本部 〒170-8055

東京都豊島区東池袋1丁目24番1号 ニッセイ池袋ビル

TEL 03-6731-2866

2. 建退共宮崎県支部取扱状況 (2月分)

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
前月末計	2,605	31,166
加 入	7	106
脱 退	12	120
当月末計	2,600	31,152

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
前月分までの累計	465,240	52,359	32,876,912,441	前 月 分	52,041
当 月 分	722	92	82,178,192		
総 累 計	465,962	52,451	32,959,090,633	当 年 度 計	705,872
(当年度累計)	9,489	956	819,007,126		

建災防

1. 令和2年度 上半期（4月～9月）講習会の案内

	講 習 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	下半期(10月～3月)の予定
作業主任者	足場の組立て等作業主任者	21～22 清 武	12～13 延 岡		7～8 清 武		1～2 延 岡	12月に清武で開催
	型枠支保工の組立て等作業主任者			9～10 延 岡	21～22 清 武			
	地山の掘削等作業主任者		26～28 清 武		28～30 延 岡			10月に清武で開催
	木造建築物の組立て等作業主任者					25～26 清 武		
	鉄骨の組立て等作業主任者			2～3 清 武				
	コンクリート造の解体等作業主任者					18～19 清 武		
特別教育・一般教育	職長・安全衛生責任者教育	14～15 延 岡	19～20 清 武	23～24 清 武	14～15 延 岡	4～5 清 武	16～17 清 武	10月～11月に清武、延岡で開催
	職長・安全衛生責任者能力向上教育							10月に清武で開催
	現場管理者統括管理講習							11月に清武で開催
	足場の組立等特別教育		7 清 武		16 清 武	20 延 岡		10月に清武で開催
	足場の点検実務者研修		21 延 岡	16 清 武				
	フルハーネス型安全帯特別教育	8 延岡 16 清武		4 清 武	2 延 岡	6 清 武		
	斜面の点検者安全教育			25 清 武		27 延 岡		
	ダイオキシシン類従事者特別教育							10月に清武で開催
	熱中症予防指導員管理者研修			18 延岡 30 清武				
	振動工具取扱い従事者教育							10月に清武で開催
	丸のこ等取扱い従事者教育						15 清 武	
	酸欠・硫化水素作業特別教育						3 清 武	
	自由研削砥石の取替の特別教育						9 延 岡	11月に清武で開催
車両系建設機械	小型車両系（整地・掘削等）特別教育	10～11 清 武	8～9 延 岡	5～6 清 武	10～11 清 武	7～8 延 岡		10月～2月に清武、延岡で開催
	ローラーの運転特別教育		15～16 清 武		3～4 延 岡		29～30 清 武	11月に清武で開催
	車両系（整地・掘削等）技能講習	27～28 延 岡	29～30 清 武	19～20 清 武	31～1 清 武	28～29 延 岡	11～12 清 武	10月～3月に清武、延岡で開催
	高所作業車運転技能講習	24～25 清 武	22～23 延 岡	12～13 清 武	17～18 清 武	21～22 延 岡	4～5 清 武	10月～2月に清武、延岡で開催
	車両系（解体用）技能講習		14 清 武		9 清 武		8 延 岡	11月に清武で開催
	不整地運搬車運転技能講習	17～18 清 武		26～27 延 岡			18～19 清 武	11月に清武で開催

2. 平成31年（令和元年）に県内で発生した死亡災害

（宮崎労働局資料）

○付きの番号は建設業で発生したもの

令和2年1月20日現在

番号	災害発生月	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
1	1月	墜落 転落	はしご等	その他 接客業	男	40代	7年	高さ約3メートルの脚立に乗り、チェーンソーで樹木の剪定を被災者が行っていたところ、脚立から墜落した。被災者は安全帯、保護帽を使用していなかった。
②	3月	崩壊 倒壊	建築物 構築物等	土木 事業	男	60代	28年	水道管埋設工事のため、深さ約1.5メートルの掘削した溝の中で被災者は計測作業をしていた際、埋設されたコンクリート擁壁（高さ約1メートル、長さ約1.2メートル、幅約0.5メートル、重量830キログラム）が倒壊し、壁との間に挟まれた。
③	4月	転落 墜落	建築物 構築物等	建築 工事	男	60代	30年	木造平屋建て新築工事において、母屋上で垂木を設置個所に被災者が運んでいたところ、高さ約4メートル下の地面に墜落し、更に高さ1メートル下の田んぼに墜落した。（建屋の外周に足場を組んでいたが、中さんは未設置であった。）
4	5月	交通 事故	乗用車	道路旅客 運送業	男	60代	3年	市道上で、信号待ちで停車していた大型トラックにタクシーを運転していた被災者が追突した。
5	5月	激突 され	立木等	木材 伐出業	男	70代	2年	杉（樹高約23メートル）に追い口を入れた箇所にくさびを被災者が打ち込んだところ、予定した伐倒方向と違う方向へ伐倒木が倒れ、近くで作業していたグラブの掴みアームに接触した。その反動で伐倒木が被災者の退避場所に滑り、被災者に激突した。
6	9月	墜落 転落	トラック	木材 伐出業	男	40代	2年	長さ4メートルの丸太約60本を積載したトラッククレーン（最大積載量9.3トン）で林道を被災者は走行していたところ、林道の路肩が崩壊（長さ3.5メートル、最大幅68センチメートル）し、崖下に転落した。
7	9月	墜落 転落	地岩 山石	木材 伐出業	男	20代	5年	間伐作業現場に向かうため、傾斜約50度の落ち葉で覆われている山道を被災者は歩行していたところ、足を滑らせ滑落（斜距離約12メートル）し、河床の岩で頭を強打した。被災者はスパイク付きの靴を着用しておらず、被災直後、保護帽は脱げていた。
8	10月	墜落 転落	不整地 運搬車	木材 伐出業	男	60代	7ヶ月	傷んだ林道を補修するために川砂利を積載した不整地運搬車を被災者は運転していた。砂利をダンプし、不整地運搬車を旋回等させていたとき、林道の路肩から約6メートル転落し、被災者は不整地運搬車の下敷きになった。
⑨	11月	墜落 転落	不整地 運搬車	土木 事業	男	60代	41年	用水路の基礎生コン打設のため、生コンを不整地運搬車に積み、打設箇所まで運搬する作業に被災者は従事していた。時間が経過しても生コンを被災者が運搬してこないため、他の者が確認に行ったところ、被災者は路肩から約3.5メートル下に転落した不整地運搬車の下敷きになっていた。
⑩	12月	激突 され	立木等	土木 事業	男	60代	5年	掘削工事に先立ち、竹や立木の皆伐作業に被災者は従事していた。胸高直径約30センチメートルのニレの木を伐倒するため、受け口を入れ、追い口を設ける途中又は、退避中に倒れ始めたニレの木の幹が約2メートルに渡り裂け、元口部分が被災者に激突した。
11	12月	飛来 落下	立木等	木材 伐出業	男	70代	10年	胸高直径約30センチメートルの広葉樹を被災者が伐倒したところ、広葉樹の山側にあった胸高直径約20センチメートルの広葉樹が、高さ約8メートルの個所で折れ、長さ約9.5メートルの先端部分が落ち、被災者に当たった。広葉樹が折れた原因は、つるがらみ、えだがらみがなどが考えられる。

火薬協会

1. 火薬関係の資格試験日程について

令和2年度の火薬類取扱保安責任者試験（甲種、乙種）、火薬類製造保安責任者試験（丙種）は、下記の日程で実施されます。

(1) 試験の日程

○願書受付 令和2年6月23日（火）から7月2日（木）まで

○試験日 令和2年9月6日（日）

○試験場所 宮崎サザンビューティ美容専門学校（宮崎市老松2丁目1-17）

(2) 受験用の試験問題集は、協会で販売しています。

（すでに入荷していますので、必要な方は協会に連絡下さい。）

令和2年度版完全対策（受験養成講習会使用テキスト） 3,300円

(3) 試験願書や試験案内等は、宮崎県火薬保安協会に問い合わせてください。

試験願書等は、県内各地区の建設業協会にも準備しています。

（5月末には、各地区協会に送付予定です。）

※試験願書や試験案内等の送付を希望される方は、宮崎県火薬保安協会に申し込んでください。

2. 受験養成講習会の開催について（火薬類取扱保安責任者甲・乙対象）

(1) 開催場所 宮崎県建設会館5階会議室

(2) 開催月日 令和2年8月5日（水）～ 一般火薬学

8月6日（木）～ 法令

両日とも午前9時から午後4時30分まで

(3) 受講料

会員事業所 15,300円 非会員事業所 18,300円

（受講料には、使用テキスト代を含んでいます。）

※養成講習会は、事前申込みが必要です。

なお、受講講習会申し込み用紙は、本年5月ごろ、各会員事業所に送付します。

事前に使用テキストが必要な方は、申し込みの際その旨連絡ください。

手を出す前に 思い出せ 火薬の威力と危険性

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（令和2年2月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位: 件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和元年度	159	▲ 35.6	6,769	▲ 12.5	3,882	1.9	126,467	16.9
平成30年度	247	▲ 3.1	7,735	32.7	3,811	▲ 1.0	108,159	5.2
平成29年度	255	▲ 28.6	5,828	▲ 58.6	3,850	▲ 9.4	102,821	▲ 11.2

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位: 件、百万円、%)

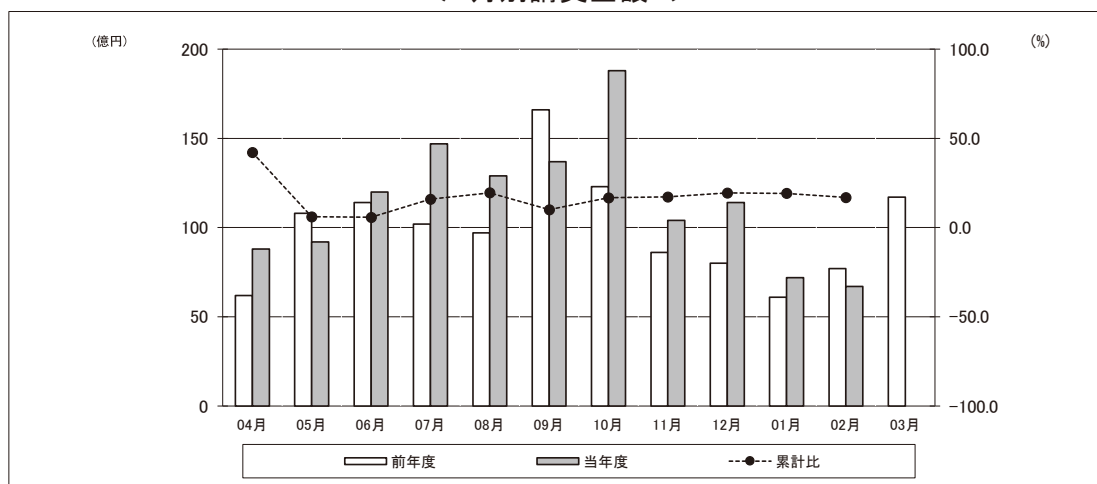
発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	10	▲ 23.1	1,128	▲ 72.2	280	12.4	23,868	▲ 8.5
独立行政法人等	0	—	0	—	22	29.4	2,674	38.4
県	68	▲ 20.9	2,418	58.4	1,441	10.9	50,043	27.1
市町村	80	▲ 44.8	3,220	55.1	2,109	▲ 4.9	48,684	27.7
その他	1	▲ 50.0	2	▲ 95.0	30	3.4	1,196	▲ 55.2
計	159	▲ 35.6	6,769	▲ 12.5	3,882	1.9	126,467	16.9

III. 地区別の状況

(単位: 件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	27	▲ 27.0	3,148	25.0	771	7.2	34,961	9.2
日 南	16	▲ 20.0	367	▲ 8.7	285	4.8	7,676	6.0
串 間	5	66.7	58	▲ 65.2	134	2.3	2,730	▲ 37.7
都 城	21	16.7	827	99.2	572	17.9	21,431	34.9
小 林	19	35.7	338	▲ 17.4	349	▲ 12.7	8,356	▲ 3.9
高 岡	2	▲ 87.5	10	▲ 92.1	143	9.2	3,716	5.8
西 都	17	▲ 43.3	262	▲ 45.6	272	14.8	6,336	26.6
高 鍋	6	▲ 62.5	180	▲ 39.1	196	4.8	6,433	22.1
日 向	24	▲ 45.5	733	23.7	508	▲ 9.0	13,548	27.9
延 岡	12	▲ 29.4	245	10.9	329	13.4	11,833	53.9
西臼杵	10	▲ 68.7	596	▲ 71.6	323	▲ 19.5	9,441	20.1
計	159	▲ 35.6	6,769	▲ 12.5	3,882	1.9	126,467	16.9

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート!

中間前払金のご案内

当初の前払金

40%

+

中間
前払金

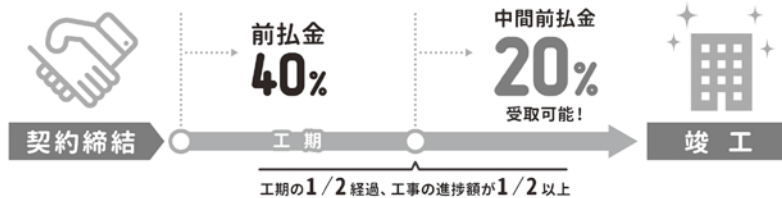
20%

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間
前払金
とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、
さらに請負金額の20%を受け取れます。

工期が長くても
安心ね!



よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの?

A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった
場合です。

Q 出来高検査はあるの?

A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要
はありません。

Q 手続きは面倒じゃないの?

A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。
●保証申込書 ●前払金使途内訳明細書
●発注者が発行する認定調書(写)

Q 保証料はどれくらいかかるの?

A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。

▶ 請負金額5,000万円の工事の場合

中間前払金1,000万円×0.065%▶保証料 6,500円

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001
宮崎市橘通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL 0985-24-5656 [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX 0120-553-835

西日本建設業保証
<https://www.wjcs.net/>

検索



建設業情報管理センターからのお知らせ

建設業の経営状況分析の エキスパートとして30余年。

昭和63年からは経営事項審査を受審される

建設企業の皆さまを対象に、“経営状況分析”を実施しております。

業界一の実績と経験から、お客さまの厚いご信頼をいただいております。



CIIC には“安心と信頼”をお約束できる仕組みがあります。

経営状況分析の実施

国土交通省から認められた最初の分析機関(登録番号“1”)としての歴史と実績があり、経営事項審査にかかる経営状況分析業務(Y評点)をデータの安全性を確保しつつ適正かつ公正に実施しております。

経営事項審査結果の公表等

国土交通省および都道府県からの委託を受け、各行政庁が審査した経営事項審査結果の公表を実施しております。

講演会等・調査研究(公益的活動)の実施

建設業関連の講演会や勉強会の開催および講師の派遣等も積極的に行っております。また、地域建設産業の在り方に関する調査研究を実施し、都道府県に提言を行っております。

情報管理システムの提供

各行政庁が建設業許可および経営事項審査の情報処理に使用するシステムを構築しており、行政事務の厳正かつ迅速な運営に寄与しております。

登録経営状況分析機関 登録番号 1 【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター 九州事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号(福岡建設会館6階)
TEL 092-483-2841



当財団は、
情報セキュリティ
マネジメントシステム
(ISMS)に
関するISO規格(27001)の
認証を取得しています。

建設業福祉共済団からのお知らせ

＜法定外労災補償制度＞

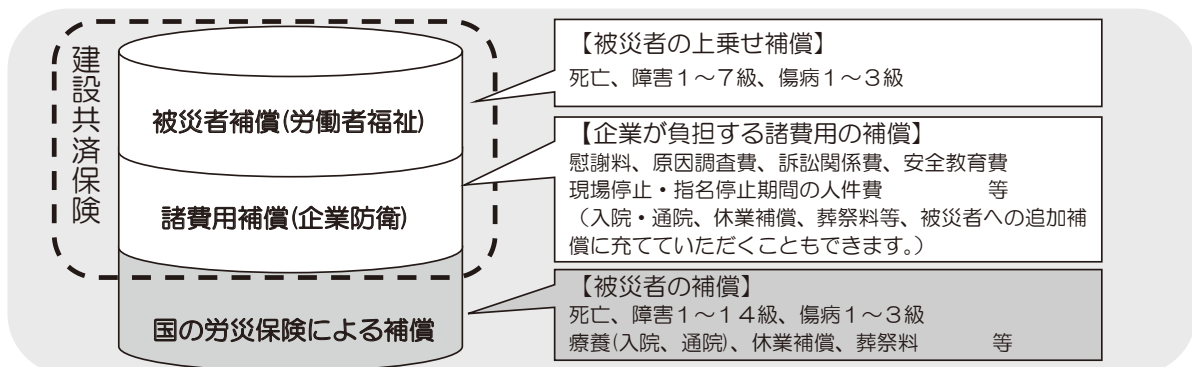
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

備えることは、
守ること。



安い掛金、手厚い補償。

(障害 7 級まで)

建設共済保険

法定外労災
補償制度

働く人の
想いに応える、
安心を。



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19
Tel.0985-22-7171 Fax.0985-23-6798



契約者と業界の発展のために

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索